

勤勞配置行政關係法令集補正

財團法人
職業協會

九頁 2行

改正 昭和十七年九月十二日厚生省告示第五百十八號 昭和十八年二月十五日厚生省告示第七十號(ろ)

一〇頁 9-14行ヲトル

第七條 求人ノ申込ハ左ニ掲グル期日迄ニ之ヲ爲スベシ但シ期日後ニ於ケル緊急已ムヲ得ザル事情ニ基ク求人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、第一期 四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申込ニ在リテハ期開始ノ年ノ一月十日
- 二、第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申込ニ在リテハ期開始ノ年ノ七月十日(ろ)

一八頁 末行ノ次ニ加フ

附 則

昭和十八年四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ技能者及一般青壯年ヲ雇入レントスル求人申込ニ在リテハ第七條ノ改正規定ニ拘ラズ昭和十八年二月二十日迄トス

三三三頁 2行

改正 昭和十七年四月二十日厚生省令第二十三號(い) 昭和十七年十一月一日 厚生省令第五十二號(ろ)
昭和十八年二月十五日厚生省令第三號(は)

三三六頁 7行目ノ次ニ加ヘル

七 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種(別表事業分類表ノ中分類ニ依ル以下同ジ)ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス技能者ノ

所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ技能者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(ハ)

三二七頁 2行目ノ次ニ加ヘル

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス國民學校修了者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ國民學校修了者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(ハ)

三二八頁 6—10行ヲトル

一 第一期 四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ期間開始ノ年ノ一月十日(ハ)

二 第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ期間開始ノ年ノ七月十日(ハ)

三三〇頁 1行ト2行ノ間ニ加フ

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス一般青壯年ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ一般青壯年ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(ハ)

七 徵用セラレタル一般青壯年其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合(ハ)

三三〇頁 2行

八 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

三三一頁 1—3行

第十一條 勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ常時一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケ之ヲ使用セントスル者ハ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ノ認可ヲ受クベシ(ハ)

三三二頁 1—12行ヲトル

第十五條 厚生大臣ノ別ニ指定スル者ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ毎月ノ從業者ノ充足及異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ翌月十日迄ニ直接厚生大臣ニ報告スベシ
前項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得(ハ)

三三三頁 13行ト14行ノ間ニ入レル

第十六條ノ二 事業主第五條第一項第七號 第六條第一項第六號又ハ第十條第一項第六號ノ規定ニ依リ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ使用スルニ至リタルトキハ様式第十一號ノ二ニ依リ五日以内ニ其ノ者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ツベシ(ハ)

三三四頁 自1—12行ヲトル

第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄區域内ニ在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ

三三五頁 雇入、使用又ハ解雇ニ付様式第十號ニ依ルモノトス(ハ)
 11行目ノ次ニ入レル
 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十八年四月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於テ一般青壯年ヲ雇入レントスル申請ニ在リ
 テハ第三條第三項ノ規定ニ拘ラズ昭和十八年二月二十日迄トス
 三四五頁 削除シテ次表ヲ入レル

様式第六號

(一)昭和

年

月

日

申請(申込)者

氏

名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及
 代表者 氏 名) 印

國民職業指導所長宛

産業分類		求人種別		受付番號		受付年月日	
1 2 3		1 2 3		年 月 日		年 月 日	
雇入レントスル場所		工場事業 場其ノ他 名ノ場所 稱ノ		同右		所在地	
昭和 年度		軍需 民需 及		生 産		其ノ他	
利用状況		%		%		%	
從業者異動状況		一般青壯年緣故雇入認可申請書 求人(技能者ヲ除ク)申込書		前期中間入雇(用徴)人員		前記中解雇(徵用解除)人員	
男 女 計		男 女 計		男 女 計		男 女 計	
職業別		職業別		職業別		職業別	
男 女 計		男 女 計		男 女 計		男 女 計	

三五五頁 記載心得二、ヲ改ム

記載心得

三五六頁 三五七頁 全部削除シテ加フ

從業者異動狀況報告(通報)

昭和 年 月分

極秘

事業ノ種類		工場・鉱山名		所在地		生産品目	
區別		本月ニ於ケル異動狀況		本月ニ於ケル異動狀況		前月從現	
電報 郵便 電信事業郵便 左ノ内國民船 業指導所ノ紹 介ニ依ルモノ		入 (使 用) 徵 用 ニ モ ノ		差 増・減△ 引數 履 除)		本 從 現 末 者 數	
男	女	計	男	女	計	男	女
男	女	計	男	女	計	男	女

[illegible]

昭和 年 月 日

氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 国

(記載心得)

一、本屆ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(薄 182mm 薄 257mm) トスルコト

二、本報告ハ厚生大臣ノ特ニ指定シタル者ニ於テ毎月分ヲ翌月十日迄ニ厚生大臣ニ報告スルモノトス尙標題ノ「通報」ノ文字ハ國及道府縣ノ施設ニ於テ爲ス場合ニ用フルモノニ付一般ノ報告ニ在リテハ當該文字ヲ抹消スルコト

ル
コ
ト

三、従業員ノ員數ノ記載ハ「アラビヤ」數字ニ依ルコト

四、事業ノ種類ハ、勞務調整令第七條第二號ノ指定事業ニ該當スルモノニ付テハ其ノ指定ノ事業名ニ依ルコト
五、生産品目多岐ニ互ルトキハ其ノ主タルモノニ付記載スルコト

六、本報告ノ從業者中ニハ日日雇入レタル者ヲ除キ本令ノ雇入及就職制限ノ適用ヲ受ケザル者モ之ニ含まシム

ハ(従業者種別)中「職工總夫」欄ニハ其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職工又ハ總夫ニ付記載シ(職工ノミヲ使用スル場合ハ總夫ノ文字ヲ、總夫ノミヲ使用スル場合ハ職工ノ文字ヲ抹消スルコト)、「職員其ノ他」欄ニハ「職工總夫」及其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職員其ノ他ニ付記載シ、集團移入朝鮮人勞務者」欄ニハ國民動員計畫ニ依リ集團移入シタル朝鮮人勞務者ノミヲ記載シ、「其ノ他」欄ニハ華人又ハ俘虜ヲ使用シタル場合ニ之ヲ記載シ、「勤勞報國隊員」欄ニハ國民勤勞報國協力令ニ依ルモノヲ記載スルコト

九、解雇(解雇)人員多數ニ互ルトキハ其ノ具體的理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

（C）國及道府縣ノ施設ニ於ケル通報ニ在リテハ「事業ノ種類」、
「生産品目」及「報告者氏名印」ノ各欄ハ記載
ヲ要セズ

三五七頁 様式第十一號ノ次ニ加フ

樣式第十一號ノ二

從業者所屬移動（轉勤）屆

從業者其後ノ使用場所ノ所在地、名稱及事業主
(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者) 氏・名印

從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱	從事セシメタル業務ノ種類	所屬移動(轉勤)理由	從業者名
事業ノ種類	(前)	(後)	
從業者其親ノ使用場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏、名、印			

女男	女男	女男	女男
----	----	----	----

昭和
年
月
日

國民職業指導所長宛

(記載心得)

一、本屆用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm) トスルコト

二、本屆八技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ所屬移動ニ付後ノ使用ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛之ヲ爲スコト

三、「事業ノ種類」欄ニハ所屬移動ノ前後ノ使用ノ場所別ニ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、バルブ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

四、「従業者ノ従前ノ就業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ従業者ノ所屬移動直前ノ就業場所ノ所在地及名稱ヲ記載スルコト

五、「從事セシムル業務ノ種類」欄ニハ後ノ使用ノ場所ニ於テ現ニ從事セシムル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト

六、「所屬移動（轉勤）」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト
七、「從業」欄ノ「種類」欄ニハ技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ別ヲ記載スルコト

三六〇頁 末尾ニ加フ

別表 事業分類表

大分類	事業分類	
	中分類	別類
(一) 鐵業	一、採鐵業 二、土石採取業	
(二) 金屬工業	三、金屬精鍊業及材料品製造業 四、鑄物業 五、メッキ業 六、其ノ他同種ノ金屬工業 七、原動機製造業 八、電氣機械器具製造業 九、電線及電纜製造業 一〇、電池製造業	
(三) 機械器具工業	一一、工作機械器具製造業 一二、採鍊選鍊及精鍊機械器具製造業 一三、化學工業用機械器具製造業 一四、紡織機械器具製造業 一五、其ノ他同種ノ製造加工用機械器具製造業	

(四) 化學工業	一六、鐵道車輛製造業 一七、自動車製造業 一八、自轉車及其ノ他同種ノ車輛製造業 一九、船舶製造業 二〇、航空機及航空機部分品製造業 二一、運搬機械製造業 二二、ポンプ水壓機送風機及氣體壓縮機製造業 二三、農業及土木建築用機械器具製造業 二四、計測器製造業 二五、學術及醫療機械器具製造業 二六、光學機械器具製造業 二七、照明用機械器具製造業 二八、樂器類及蓄音機製造業 二九、銃砲彈丸兵器製造業 三〇、其ノ他同種ノ機械器具工業 三一、機械器具裝置業 三二、製藥業 三三、工業藥品製造品 三四、製鹽業
----------	---

(五) ガス業電氣業及水道業

- 三五、染料及中間物製造業
- 三六、塗料及顔料製造業
- 三七、發火物製造業
- 三八、礦物油製造業
- 三九、植物油類製造業
- 四〇、動物油脂製造業
- 四一、蠟及加工油製造業
- 四二、ゴム製品類製造業
- 四三、パルプ製造業
- 四四、製紙業
- 四五、セロファン紙製造業
- 四六、セルロイド製造業
- 四七、化學纖維製造業
- 四八、肥料製造業
- 四九、皮革製造業
- 五〇、石鹼及化粧品製造業
- 五一、其ノ他同種ノ化學工業
- 五二、ガス業
- 五三、電氣業
- 五四、水道業

(六) 窯業及土石工業

(七) 紡織工業

(八) 製材及木製品工業

(九) 食料品工業

- 五五、陶磁器製造及繪付業
- 五六、ガラス及ガラス製品製造業
- 五七、セメント製造業
- 五八、其ノ他同種ノ窯業
- 五九、セメント及石綿製品製造業
- 六〇、石工品製造業
- 六一、其ノ他同種ノ土石工業
- 六二、製絲業
- 六三、紡績業
- 六四、撚絲業
- 六五、織物業
- 六六、編物組物業
- 六七、綿製造業
- 六八、染色及整理業
- 六九、其ノ他同種ノ紡織工業
- 七〇、製材及合板業
- 七一、木製品工業
- 七二、精穀業
- 七三、製粉及製粉業
- 七四、製糖業

(一〇) 印刷業及製本業
(一一) 土木建築業
(一二) 其他工業

- 七五、釀造業
- 七六、清涼飲料製造業
- 七七、菓子、パン、餡類製造業
- 七八、罐詰及罐詰製造業
- 七九、畜產食料品製造業
- 八〇、水產食料品製造業
- 八一、製茶業
- 八二、煙草製造業
- 八三、製氷及冷凍食料品製造業
- 八四、其他同種ノ食料品工業
- 八五、印刷業
- 八六、製本業
- 八七、土木建築業
- 八八、紙製品製造業
- 八九、竹、杞柳、籐類製品製造業
- 九〇、疊及藁、棕櫚、眞田類製品製造業
- 九一、綿、麻、毛及絹製網糊及網製造業
- 九二、纖維板製造業
- 九三、皮革製品製造業
- 九四、鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業

(一三) 商

業

- 九五、刷毛及刷子製造業
- 九六、漆器製造業
- 九七、製帽業
- 九八、玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 九九、映畫製作業
- 一〇〇、寫眞業
- 一〇一、鎗裝業
- 一〇二、骨、角、蹄、甲、牙及具類製品製造業
- 一〇三、醫療材料品製造業
- 一〇四、毛筆、萬年筆、鉛筆及クレヨン製造業
- 一〇五、和傘洋傘製造業
- 一〇六、草履(革製及ゴム製ノモノヲ除ク)爪草類製造業
- 一〇七、羽毛及獸毛漂白整理業
- 一〇八、其他ノ雜工業中同種ノ製造加工業
- 一〇九、米穀類販賣業
- 一一〇、蔬菜類販賣業
- 一一一、鮮魚介類販賣業
- 一二、牛乳販賣業
- 一三、荒物販賣業
- 一四、新聞發行販賣業

(一四) 交通業
(一五) 公務自由業

- 一一五、百貨店
- 一一六、其ノ他同種ノ物品販賣業
- 一一七、貿易業
- 一一八、媒介周旋業
- 一一九、金融、保險業
- 一二〇、預り業、貸貸業
- 一二一、娛樂興業ニ關スル業
- 一二二、接客業
- 一二三、其ノ他同種ノ商業
- 一二四、運輸業
- 一二五、通信業
- 一二六、辨護士、辨理士事務所
- 一二七、執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所
- 一二八、教育事業
- 一二九、宗教
- 一三〇、醫療、衛生業
- 一三一、獸醫業、裝蹄業
- 一三二、著述、藝術、遊藝業
- 一三三、産業團體
- 一三四、社會事業團體

(一六) 家事業
(一七) 其ノ他ノ産業

- 一三五、其ノ他同種ノ團體
- 一三六、代書、代願業
- 一三七、其ノ他同種ノ自由業
- 一三八、家事業
- 一三九、其ノ他同種ノ産業

三九八頁 2行 ヲ改ム

改正 昭和十七年七月二十八日厚生省告示第四七一號 昭和十八年二月十五日厚生省告示第七十一號(ろ)
三九八頁 末行ニ加ヘル

六 前各號ニ掲グル者ニ準ズル團體其ノ他ノ者ニシテ國民職業指導所長ニ於テ特ニ必要アリト
認定シタルモノ(ろ)

四〇六頁 2行 改正ノ末尾ニ加フ

昭和十八年二月十五日厚生省令第三號(ち)

四〇七頁 3行 ヲ改ム

事業場又ハ事務所ヲ變更セントスルトキハ豫メ其ノ旨届出ツベシ(ち)

四〇九頁 全部削除シテ加フ

學校卒業者使用認可申請書

1 申請人 氏名 性別		2 申請年月日		3 申請人 住所 電話番号		4 申請人 職業		5 申請人 学歴		6 申請人 収入		7 申請人 資産		8 申請人 家族		9 申請人 その他		10 申請人 備考	
11 申請人 住所		12 申請人 電話番号		13 申請人 職業		14 申請人 学歴		15 申請人 収入		16 申請人 資産		17 申請人 家族		18 申請人 その他		19 申請人 備考		20 申請人 備考	

1 申請人 氏名 性別		2 申請年月日		3 申請人 住所 電話番号		4 申請人 職業		5 申請人 学歴		6 申請人 収入		7 申請人 資産		8 申請人 家族		9 申請人 その他		10 申請人 備考	
11 申請人 住所		12 申請人 電話番号		13 申請人 職業		14 申請人 学歴		15 申請人 収入		16 申請人 資産		17 申請人 家族		18 申請人 その他		19 申請人 備考		20 申請人 備考	

四三八頁 末行ノ次ニ加フ

學校卒業者使用制限令施行規則第一條ノ期間指定

(昭和十八年二月十七日厚生省告示第七十三號)

使用セントスル卒業生ノ卒業ノ時

申請期間

四四二頁 4行目ノ次ニ加フ

自昭和十八年九月——至昭和十九年三月

自昭和十八年三月一日——至昭和十八年三月三十一日

昭和十八年二月十七日厚生省告示第七十二號(ほ)

四四二頁 6—14行 削除シテ加フ

大學ノ研究科(大學院)(5)

一、大學ノ項ニ掲グル學科ニ關スル事項ヲ研究題目トスルモノ(ほ)
大學

一、機械工學科(化學機械科其ノ他機械工學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(に)(ほ)

二、船舶工學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

三、航空學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

四、造兵學科(精密工學科其ノ他造兵學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

五、電氣工學科(通信工學科其ノ他電氣工學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(に)(ほ)

四四三頁

削除シテ加フ

六、應用化學科(工業化學科、化學工學科、電氣化學科、纖維化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(5、に)(ほ)

七、探鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、探鑛學科、冶金學科、金屬工學科、金屬學科、應用金屬學科、其ノ他探鑛冶金學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(に)(ほ)

八、染料化學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

九、窯業學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

一〇、燃料化學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(に)(ほ)

一一、火藥學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

一二、土木學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(に)(ほ)

一三、建築學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(に)(ほ)

一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

ルモノヲ含ム)

一、機械工學科(精密機械科、鑛山機械科、金屬工藝科、工作機械科、化學機械科、原動機械科其ノ他機械工學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(5、ほ)

二、造船工學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

三、航空工學科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

四、電氣工學科(通信工學科其ノ他電氣工學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ほ)

四四四頁 1—6行 削除シテ加フ

五、應用化學科(電氣化學科、工業化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(5、ほ、に)(ほ)

六、採鑛冶金科（採鑛學科、採炭工學科、金屬工業科其ノ他採鑛冶金科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ）

七、色染化學科（之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ）

八、人造纖維科（化學纖維科其ノ他人造纖維科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ）

九、窯業科（之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ）

一〇、燃料學科（之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ）

一一、應用理化學科（應用物理學科、理學科ノ應用理學部選擇第一、第二其ノ他應用理化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ろ、に、ほ）

一二、土木工學科（之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（に、ほ）

一三、建築學科（之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（に、ほ）

四四四頁 11—14行 フ改ム

工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並ニ專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノヲ含ム）

一、機械科（精密機械科、計器科、原動機科、採鑛機械科、化學機械科、木型科、鑄工科、鍛

工科、金屬工藝科、金工科、板金科、仕上科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ろ、ほ）

二、造船科（之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ）

三、航空科（之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ）

四四五頁 2行 フ改ム

六、採鑛冶金科（採鑛科、冶金科其ノ他採鑛冶金科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ）

四四五頁 3行 フ改ム

七、色染科（之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）（ほ、ろ）